

「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

「共育てハンドブック（仮称）」作成業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3 目的

男性の家事・育児参加を推進するため、家事・育児のヒント集である「共育てハンドブック（仮称）」（以下、「ハンドブック」という。）を作成し、意識改革及び基本的スキルの取得を促すことにより、共育てしやすい環境を作る。

4 委託業務の内容

(1) 家事・育児のヒント集であるハンドブック作成

①委託業務の概要

- ・男性の家事・育児のヒント集として「共育てハンドブック（仮称）」を作成する。
- ・「共育てハンドブック（仮称）」作成プロジェクトで決定した骨子に沿って、受託業者は、表紙・裏表紙作成、本文執筆、イラスト作成等を行う。

※平成24年に、埼玉県が男性育児初心者向けのヒント集として作成した「イクメンの素」が、作成後相当期間経過したため、家事の内容を付記し、あわせて育児についても子供の対象年齢を拡大（0歳～小学校低学年程度）することにより、内容を抜本的に見直し、充実させる。

②「共育てハンドブック（仮称）」作成プロジェクトに（以下、「プロジェクト」という。）について

- ・ハンドブックの骨子（目次、構成等の大枠部分）を検討するため、県職員、官民の子育て当事者・人事担当、受託業者でプロジェクトを構成する。
- ・受託業者は、プロジェクト会議に参加する。
- ・受託業者は、プロジェクト会議での決定事項に沿って、ハンドブックを作成する。
- ・プロジェクト会議のメンバー募集・選定については、委託者が行う。

③「共育てハンドブック（仮称）」の内容（仮）

- ア 育休編（子の年齢が0歳から3歳程度）
- イ 共働き編（子の年齢が4歳～小学校低学年程度）
- ウ 家事編（子供の有無にかかわらず）

④作成の際の留意事項

- ・メインターゲットは、家事・育児初心者の男性とする。
- ・家事・育児参加の意識改革と基本的スキル取得の両方に資する内容とすること。
- ・家事・育児に関心が持てない男性に読んでもらうための工夫をすること。
- ・紙冊子を配布せず、電子版のみの公開を予定しているため、電子版であっても手に取ってもらえ、最後まで読んでもらうための工夫をすること。
- ・イラストを多用すること。
- ・内容の正確性を担保するため、3名程度の有識者・専門家の監修を受けること。(①家事②育児(0歳から3歳)③子育て(4歳から小学校低学年程度))
- ・内容の正確性を担保するため、外部校閲等を実施すること。
- ・プロジェクトで決定した内容については、ハンドブックに反映すること。
- ・「SAITAMA 子育て応援フェスタ」で意見聴取した暫定版ハンドブックの内容についての子育て当事者の意見を反映しブラッシュアップすること。※⑤参照
- ・こども県政サポーター(仮称)で意見聴取した暫定版ハンドブックの内容についての子育て当事者の意見を反映しブラッシュアップすること。※⑤参照

⑤成果物の規格

サイズ	1ページのサイズはA5(見開きでA4サイズ)
ページ数	表紙、裏表紙、目次も含み50ページ以内 ※ページ数は上限の範囲内でプロジェクトにおいて決定する。
色	フルカラー
媒体	下記3パターンについて電子データ(pdf)により納品 ・1ページずつのデータ ・見開きページのデータ ・印刷製本用の完全データ
その他	読者アンケートリンクのURL、QRコードを最終ページに記載したデータの納品も依頼する。 ※詳細は別途指示 ※アンケートページについては、委託者が作成する。

⑥暫定版の納品について

- ・4(2)で定められた期日までに、暫定版を納品すること。暫定版は以下の2点に使用することができる状態とすること。
- ・令和6年11月16日(土)、17日(日)に民間企業が主催する「SAITAMA子育て応援フェスタ」に、暫定版ハンドブックを教材とした、男性向け家事・育児参加ワークショップを出展する。また、参加者からハンドブックの内容についての意見聴取をし、ブラッシュアップをする。(ワークショップの出展に係る業務・出展経費については、委託者で実施・負担する。)
- ・こども県政サポーター(仮称)を活用し、子育て当事者から暫定版ハンドブックの内容に

ついて意見を聴取し、ブラッシュアップをする。（意見聴取業務は委託者が実施する。）

⑦公開について

- ・委託者は受託者から成果物の納品を受けた後、県HP等でハンドブックを公開するものとし、公開期間は無期限とする。

(2) 成果物の納品

受託者は、成果物（ハンドブック）を電子メールで委託者へ提出するものとする。完成版の納品前に県の確認を受けること。

提出先：a3320-46@pref.saitama.lg.jp

提出期限：令和6年10月31日（暫定版）

令和7年1月31日（完成版）

5 スケジュール予定（プロジェクトの進捗により変更することがある。）

令和6年	5月中旬	プロジェクトメンバー募集開始
	6月上旬	プロジェクトメンバー決定
	中旬	第1回プロジェクト会議
	7月上旬	第2回プロジェクト会議
	中旬	第3回プロジェクト会議
	下旬	第4回プロジェクト会議（予備）
	8月上旬～	受託業者執筆作業 ※随時、委託者に内容の確認を依頼すること
	10月下旬	暫定版提出期限
	11月上旬～	子育て当事者への暫定版ハンドブック意見聴取
	中旬	SAITAMA 子育て応援フェスタ（ワークショップ実施）
	下旬～	委託業者修正作業
令和7年	1月下旬	完成版提出期限

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権及び著作権は埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 業務報告

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、そ

の指示を受けなければならない。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。